令和5年度小富士保育園事業報告

保育理念:一人ひとりの子どもの命を大切にし、発達に応じた保育を行い、保護者から 信頼され、地域に根差した保育サービスの提供をします。

保育方針:① 人との関わりや自然とのふれあい、生活の中で様々な社会体験を重ねることで、感謝の気持ちや人への思いやる心を持つ子供に育てる。

- ② 自ら積極的にいろいろな事へ挑戦し、困難な事へも粘り強く行動できる力を育てる。
- ③ 地域における子育ての総合的な支援の役割を果たせるよう、保護者の協力のもと、地域や専門機関との連携を積極的に行う。

保育目標:① あいさつのできる子、② なかよくできる子、③ がんばれる子

【令和5年度の取組み】

保育テーマ:きらきら輝け 元気な体 明るい心

保育を提供する曜日:月曜から土曜日まで(休日及び年末年始を除く)

保育時間:保育標準時間 午前7時から午後6時まで(11時間)

保育短時間A 午前8時30分から午後4時30分まで(8時間)

B 午前9時から午後5時まで(8時間)

在園児数(利用定員 120人(3 歳児以上 70人、1·2 歳児 40人、0 歳児 10人))

| 年齢 | 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0 歳 | 標準 | 1 | 1 | 4 | 4 | 4 | 6 | 7 | 8 | 10 | 12 | 12 | 13 |
| U //JX | 短時間 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1~2 | 標準 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 36 | 34 | 35 | 36 | 36 |
| 歳 | 短時間 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 3歳 | 標準 | 23 | 23 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 3 成 | 短時間 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4歳 | 標準 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 4 成 | 短時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 歳 | 標準 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 3 成 | 短時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 計 | 標準 | 108 | 108 | 112 | 112 | 112 | 112 | 113 | 115 | 115 | 118 | 119 | 120 |
| pΙ | 短時間 | 6 | 6 | 4 | 4 | 4 | 6 | 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| | 園率(%) | 95.0 | 95.0 | 96.7 | 96.7 | 96.7 | 98.3 | 100.0 | 100.8 | 101.7 | 104.2 | 104.2 | 105.0 |
| 上段(5 年度) 下段(4 年度) | | 95.8 | 100.0 | 100.8 | 100.8 | 100.8 | 102.5 | 103.3 | 104.2 | 104.2 | 103.3 | 104.2 | 104.2 |

[※]平均在園率は当該月の在園児数÷定員数×100で算出した%である。

(参考:令和5年度保育従事者の状況)

(単位:人)

| | 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|------|------|------|----|----|----|
| 保 育 | 常勤 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 |
| 従事者 | 短時間 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 6 | 6 | 6 |

※1:保育従事者は、各月初めの保育士と准看護士の人数で育休中の職員を除いている。

※2:常勤には、フルタイムのパート職員を含んでいる。

保育短時間A 午前7時から午前8時30分まで午後4時30分から午後6時まで B 午前7時から午前9時まで 午後5時から午後6時まで

延長保育の状況

(単位:人)

| / C F 471114 | (1 12.7.5) | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11月 | 12 月 | 1月 | 2月 | 3 月 | 計 |
| 延 長 保 育 | 83 | 98 | 106 | 132 | 132 | 140 | 118 | 96 | 93 | 87 | 87 | 91 | 1263 |
| 緊急延長保 育 | 42 | 44 | 48 | 60 | 36 | 36 | 64 | 63 | 61 | 53 | 66 | 54 | 627 |
| 合 計 | 125 | 142 | 154 | 192 | 168 | 176 | 182 | 159 | 154 | 140 | 153 | 145 | 1890 |

毎日の保育の流れ(保育標準時間での1日のスケジュール)

| | 7:00 | 8:00 | 9:00 | 10:00 11:00 12:00 |
|-------------|-------|-------|-----------|------------------------|
| 保 育 園 | 早朝保育 | 登園 視診 | おやつ(乳児) | あそび(乳児) 昼 食 学 習(幼児) |
| の 一 | 13:00 | 14:00 | 15:00 16: | 00 17:00 18:00 19:00 |
| 日 | 午 睡 | | おやつ あそ | び 降 園 延長保育 |

職種別職員数(令和6年3月31日現在)

(単位:人)

| 職種 | 園 長 | 副園長 | 主任保育士 | 保育士 | 准看護師 | 栄養士 | 調理員 | 事務員 | 用務員 | 合 計 |
|-----------|-----|-----|-------|-----|------|-----|----------|-----|-----|-----|
| 正規職員 | 1 | | 1 | 13 | | 1 | 1 | | | 17 |
| パート職員 | | | | 9 | 1 | | 1 | | 1 | 12 |
| (うちフルタイム) | | | | (4) | 1 | | 1 | | 1 | (4) |
| 合 計 | 1 | | 1 | 22 | 1 | 1 | 9 | | 1 | 29 |
| 合計 | 1 | | | (4) | 1 | 1 | <u> </u> | | 1 | (4) |

^{※()}はフルタイムのパート職員数で、上記とは別に小児科及び歯科の嘱託医あり

参考(令和5年3月31日現在との比較増減)

(単位:人)

| 職種 | 園 長 | 副園長 | 主任保育士 | 保育士 | 准看護 師 | 栄養士 | 調理員 | 事務員 | 用務員 | 合 計 |
|-----------|-----|---------------|-------|---------------|----------|-----|-----------------|---------------|-----|---------------|
| 正規職員 | | $\triangle 1$ | | $\triangle 1$ | | | | $\triangle 1$ | | $\triangle 3$ |
| パート職員 | | | | 1 | | | $\triangle 1$ | | | 0 |
| (うちフルタイム) | | | | (1) | | | $(\triangle 1)$ | | | (0) |
| 増 減 | | ∧ 1 | | 0 | | | $\triangle 1$ | ∧ 1 | | $\triangle 3$ |
| 恒 / 例 | | | | (1) | | | $(\triangle 1)$ | $\triangle 1$ | | (0) |

○園内行事等の実施状況

主な園内行事としては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のために実施方法等を変更した行事について、保護者の意見を聴いた結果、7月のお泊り会は日帰りに短縮しわくわくデーとして、同月の夏のつどいは保護者に協力を得ながら飲食を制限して、10月の運動会は2部制で人数制限を行って、親子遠足は4月と11月に振り分けて(前年度は保育士と園児だけで実施)、12月の生活・学習発表会はクラスごとに入れ替えて、3月の卒園式は人数制限を行ってそれぞれ実施した。

その他の行事としては、毎月のお誕生会のほか、こいのぼり集会、虫歯予防デー集会、七夕集会、作品展、クリスマス会、節分集会、ドッジボール大会を実施した。

○感染症感染防止対策への取組み

令和5年度は、5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、当園においては、職員自身の感染を防ぐために勤務中のマスク着用を継続するなど、これまでどおりの感染防止対策に努め、散発的に陽性者が確認されたものの保育事業の継続した実施に努めた。

また、それ以外の感染症としては、インフルエンザへの感染が4月、1月に多く見られるとともに、8月、9月にアデノウイルスへの感染、7月にRSウイルスへの感染が多くみられた。詳細は次表のとおり。

なお、保護者と協力して保育事業の継続した実施を図るため、園児が感染症に罹患 した場合等の登園基準を定めて(令和6年4月1日施行)保護者に周知した。

令和5年度における園児の感染症罹患状況

| 感染症名 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| インフルエンザ | 21 | | 2 | | | 1 | 3 | 2 | 4 | 13 | 3 | | 49 |
| 新型コロナウイルス感染症 | | | | 2 | 2 | 1 | 1 | | | 5 | 14 | 4 | 29 |
| ヘルパンギーナ | | | 3 | 3 | 1 | 1 | | | | | | 1 | 9 |
| 嘔吐下痢症 | 3 | 2 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 9 | 4 | 3 | 2 | 28 |

| 溶連菌感染症 | | | 1 | | | 1 | | 2 | | 1 | 2 | | 7 |
|--------------|----|---|---|----|----|----|---|---|----|----|----|----|-----|
| 感染性胃腸炎 | 2 | 3 | 1 | | 1 | | | | | | 2 | | 9 |
| 手足口病 | | | | | | | | | | | | 5 | 5 |
| アデノウイルス感染症 | | 1 | | | 15 | 18 | | | 1 | 1 | | 2 | 38 |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | | | | | | 1 | 1 | | | | | | 2 |
| RS ウイルス感染症 | 1 | | 1 | 17 | | | | | | | | | 19 |
| ヒトメタニューモウイルス | | | | | | | | | | | 1 | 6 | 7 |
| 月 計 | 27 | 6 | 8 | 22 | 20 | 24 | 7 | 5 | 14 | 24 | 25 | 20 | 202 |

[※]感染症の罹患状況は、園児の保護者からの欠席連絡により把握されたものです。

○安全で快適な保育環境づくりへの取組み

園児が安全で快適に保育園で過ごすことができるように、施設環境の改善、衛生環境の改善及び遊具安全対策を行うとともに、登降園の安全対策としてシステムを整備した。詳細は次のとおり。

〈施設環境改善 2,018,280 円〉

(内訳: 教室床改修1,144,000円、配膳カウンター改修137,500円、階段安全対策348,700円、 1階トイレブース改修194,040円)

〈衛生環境改善 964,150 円〉

(内訳:床上敷き改善395,450 円 2階トイレ床改修442,200 円 救護用ベッド改善126,500 円) 〈遊具安全対策 168,740 円〉

(内訳:2階ベランダ遊具安全対策 168,740 円)

〈登降園管理システムの整備 1,816,760 円〉

(内訳:登降園パッケージ 550,000 円、システム用タブレット 556,160 円、Wi-Fi 環境の整備 710,600 円)

※登降園管理システムの整備の一環でインターネットセキュリティ対策と電話交換機の交換をリースで行った。

○事故防止への取り組み

保育園では、園舎内外での園児の主体的な活動の中で怪我をすることがあり、誤嚥、 転倒、溺死、熱中症、SIDSなどによる重大な事故が起こる可能性がある。当園では、国 の事故防止及び事故発生時のガイドラインやマニュアルに基づき、安全な環境の確保 に努めるとともに、誤飲・誤嚥防止などの研修を行うなど事故の発生防止のための取り 組みをしている。上記の安全で快適な環境改善の取組みに挙げている施設環境の改 善も、その取り組みの一つである。

令和5年度に事故(怪我)で独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害対象となった事例は3件(前年度も3件)ある。その詳細は次のとおり。

(日本スポーツ振興センターの災害対象となった事例)

令和5年度 3件発生(発生場所:ホール、園庭(滑り台)、教室)

○働きやすい職場環境づくりへの取組み

職員がより働きやすい職場環境とするため、育児・介護休業制度の改正に対応して整備した規程に基づく制度を職員に周知するとともに、新たに育児休業の取得を希望した女性職員が育児休業を取得し、希望者の育児休業取得率100%の目標を達成した。

また、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを許さないことを徹底するために 改正した「職場におけるハラスメントに対する行動指針」及び就業規則を職員に周知徹 底するとともに、休暇を取得できない採用後 6 か月未満の職員へ法定外の有給休暇を 1日付与する制度の周知に努めた。

なお、令和5年度における職員(園長及び臨時職員を除く)の平均有給休暇取得日数は9日で、特別休暇である結婚休暇の取得実績と法定外の有給休暇の取得実績が それぞれ1件であった。

○職員の処遇改善への取組み

保育士等の処遇改善については、処遇改善 I ~Ⅲの3種類の加算が制度として設けられ、当園では、職務手当(4万円~5千円)、臨時手当として支給するとともに給料の賃上げや一時金の支給を行っているが、令和5年度においても同様に手当を支給するとともに、人事院勧告に準拠した実効ある賃金改善を図るため、10月1日付けで6カ月短縮した特別昇給を行うほか3月に一時金を支給した。

〈処遇改善 I:基礎分(定期昇給等に充当)と賃金改善要件分(基本給、手当、賞与又は一時金により処遇改善)がある。〉

〈処遇改善Ⅱ:技能・経験の向上に応じた処遇改善(基本給又は職務手当による)を行うものである。〉

〈処遇改善Ⅲ: 賃金の継続的な引き上げ(ベースアップ)による処遇改善(基本給又は臨時手当、 賞与、一時金等による)を行うものである。〉

○児童虐待や不適切な保育防止への取り組み

昨年度に児童虐待や不適切な保育の事例が全国の各所で散見されたことを受けて 国等から示されたチェックリストを、今年度も職員に配布し自己診断を行った。

また、児童虐待の早期発見・早期対応、児童虐待防止に向けた適切な支援等を、松山市の子ども総合相談センターや医療機関等の関係機関と連携して行った。

○災害に備えた取組み

新たに作成した「社会福祉法人小富士保育園安全計画」、令和4年度に作成した「る社会福祉施設避難確保計画 水害(高潮、津波)及び「風水害時の避難行動について」を保護者・職員に周知するとともに、安全計画を踏まえて作成した消防計画を基にして避難・消化訓練を毎月1回実施した。

また、避難に必要な装備品や備蓄品については、設置場所又は保存場所を極力2階に変更するとともに、目隠し用ワンタッチテントなどを新たに整備した。

※「地震発生時の対応について」は、令和6年4月1日に作成し保護者・職員に周知している。

○地域・小学校との連携の取組み

三津浜幼稚園が主導した三津浜・宮前地区の幼保小連携推進の取組みに参画し、地区の保育園・幼稚園と園だより等の情報交換・共有を行うとともに、当園において施設見学会を企画開催し、地区の保育園・幼稚園の保育士のほか、三津浜小学校と宮前小学校の教員の参加も得て連携を図った。

また、三津浜児童クラブ主催の交流会「ウキウキ夏祭り」に参加するとともに、三津浜小学校が主催した「おもちゃランド」に参加し、地域との交流・小学校との連携を図ったほか、新型コロナウイルス感染症の関係で中止していた園独自の地域連携事業である「このゆびと一まれ」を1月から開始した。

※「このゆびと一まれ」は、月1回園庭開放や育児相談を行うものである。

さらに、小学校との接続を見通した体育、英語、リトミックを外部の専門講師で保護者の負担なしに行うとともに、内部講師による学習を計画的に行った。

○個人情報保護への適切な取組み

個人情報の保護に関する法律改正を受けて、個人情報の適切な取扱いの確保に組織として取組むために改正した「個人情報保護に関する方針」(プライバシーポリシー)」を職員や利用者に周知徹底するとともに、個人情報の保護に関する各種規程を踏まえた個人情報の適切な取り扱いに努めた。

○令和5年度の決算について

別添 1 資産の推移(平成 25 年度~令和 5 年度)のとおり資産額及び純資産額が年々増加しているのは、別添 2 積立資産の推移(平成 29 年度~令和 5 年度)のとおり保育所施設・設備整備積立資産が増えていることによる。今回の決算でも 780 万円(昨年度は 730 万円)積み増しして、5千万を超えるに至っている。

別添3保育園事業活動収支の推移(平成29年度~令和5年度)のとおり、令和5年度は事業収入が前年度を下回っている中で事業費・事務費ともに平成29年度以降最も多くなっているが、収支差額は昨年度より増加している。これは、令和4年度末で退職した職員の代わりにやむを得ず非常勤職員を雇用したことで、これまで年々増加していた人件費が令和2年度並みになったことによる。なお、事業費の増加は、給食費や水道光熱費など主に物価高によるもので、事務費の増加は修繕費と業務委託費の増加によるもので、上記の安全で快適な保育環境づくりの関係で修繕等を行ったことによる。

(参考1:令和5年度中に改正・制定した各種規程・・・令和6年4月1日施行を含む)

- •社会福祉法人小富士保育園定款(改正)
- ·役員等報酬等支給基準(改正)
- ・評議員選任・解任委員会の運営に関する規程(改正)
- •社会福祉法人小富士保育園就業規則(改正)
- •社会福祉法人小富士保育園臨時職員就業規則(改正)

- •社会福祉法人小富士保育園給与規程(改正)
- •小富士保育園運営規程(改正)
- ・小富士保育園育児・介護休業等に関する規則(改正)
- •社会福祉法人小富士保育園旅費規程(全面改正)

(参考2:小富士保育園において策定している安全に関している計画

・・・令和6年4月1日作成を含む)

- •社会福祉法人小富士保育園安全計画(令和6年4月1日一部修正)
- •社会福祉施設避難確保計画 水害(高潮、津波)(令和6年4月1日一部修正)
- ・南海トラフ地震発生に伴う津波対策計画(令和6年4月1日一部修正)
- ・災害時事業継続計画の基本方針(平成31年4月1日作成)
- ・風水害時の避難行動について(令和6年4月1日一部修正)
- ・小富士保育園における地震発生時の対応について(令和6年4月1日作成)
- ·消防計画(令和6年4月1日一部修正)
- ・感染症に罹患した場合等における小富士保育園登園基準(令和6年4月1日作成)